

## マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する基本方針

東京スター銀行（以下「当行」といいます。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下「マネー・ローンダリング等防止」といいます。）が公共性の高い業務を営む金融機関としての重要な責務であることを認識するとともに、経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、以下のように措置を講じて金融システムの健全な維持・発展に寄与してまいります。

### 1. 管理態勢

当行は、マネー・ローンダリング等防止においてコンプライアンス担当執行役を統括責任者およびコンプライアンス統括部を統括管理部署と定めて一元的な管理態勢を構築します。また、態勢の有効性についても定期的に検証し、その結果を踏まえて継続的に態勢の改善に努めます。

### 2. リスク評価

当行は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、自らが直面しているリスクを適時適切に特定・評価し、低減措置を講じます。また、定期的、継続的にその有効性を検証して、必要に応じて見直しを行います。

### 3. 取引方針

当行は、お客さま、または取引のリスクに応じて関係法令に基づいた取引時確認等を実施し、顧客管理措置を適切且つ継続的に講じます。また、反社会的勢力や経済制裁者等、不適切な取引関係は、法令等に従って謝絶、排除します。

### 4. 疑わしい取引の届出と経済制裁対象先への対応

当行は、取引モニタリング等により疑わしい取引を検知し、速やかに当局に届出を行います。また、国内外の規制等に基づき経済制裁対象先への措置および疑わしい取引の届出も速やかに実施します。

### 5. コルレス先の管理

当行は、コルレス先の情報収集および評価を実施したうえで、そのリスクに応じて適切に対応策を講じます。また、コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）であった場合は関係を遮断します。

### 6. 役職員の研修

当行は、役職員に対しての研修等を通じ、マネー・ローンダリング等防止の重要性への意識向上や役職員の役割に応じた専門性等の維持・向上に努めます。

以上